

登園の際には、下記の意見書を切らずに提出をお願い致します。
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

意見書（医師記入）

認定こども園 こども未来
庄和すずらん幼稚園 園長殿

園児名

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

感染名	登園のめやす
麻疹（はしか）※	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ ※	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
新型コロナウイルス※	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから
風疹	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが、痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）※	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認めるまで
その他（ ）	医師により感染の恐れがないと認めるまで

年 月 日より登園可能と判断します。 年 月 日

医療機関名
医師名 印

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

かかりつけ医の皆さまへ
認定こども園は、幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

保護者の皆さまへ
上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この『意見書』を幼稚園に提出してください。